

## 函館旭岡団地 地元割引制度実施要綱

令和 2年 3月27日制定

(趣旨)

第1条 北海道住宅供給公社(以下「公社」という。)は、函館旭岡団地(以下「対象団地」という。)において、団地の販売促進を図るため宅地を購入する西旭岡町に係わりのある者に対し、土地譲渡価格の割引を行う。

(割引対象者の条件)

第2条 割引の対象者(以下「対象者」という。)は、対象団地において公社から宅地を購入する者であって、対象者もしくは対象者からみて3親等以内の親族(以下「対象親族」という。)が申込時に西旭岡町に居住していることを条件とする。

(割引率)

第3条 割引の率は、対象者が申込する宅地の募集価格の20パーセント相当額とし、宅地価格(以下「譲渡価格」という)は、募集価格の80パーセント相当額(千円未満の端数切捨て)とした価格とする。

(割引制度の適用手続き)

第4条 本制度の適用を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、宅地の申込時に地元割引制度該当申告書(別記様式)(以下「申告書」という。)に次のいずれかの書類(以下「添付書類」という。)を添えて、公社に提出するものとする。

- (1) 申込時に申込者が西旭岡町に居住している場合は申込者の住民票
- (2) 申込時に申込者が西旭岡町に居住していないが、申込時に3親等以内の親族(対象親族)が西旭岡町に居住している場合は、申込者と対象親族の関係が証明出来る書類(戸籍謄本等)並びに対象親族及び申込者の住民票

2 公社は、前項の規定による申告書又は添付書類を適正であると認めたときは、当該申告書又は添付書類を受理するものとする。

(割引制度による土地譲渡価格の決定)

第5条 公社は、前条の規定による申告書が適正であると認めたときは、第3条に規定する譲渡価格での土地譲渡手続きを進めるものとする。

(減額金の返還等)

第6条 公社は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、募集価格と譲渡価格の差額分(以下「減額金」という。)を請求することができる。

- (1) 第2条に定める条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は不正な行為があったとき。

(調査等)

第7条 公社は、割引制度の適用に関し必要があると認めるときは、対象者もしくは対象親族に対し報告を求め、当該減額金の適用に係る必要な調査を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、割引の適用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別記様式)

令和 年 月 日

北海道住宅供給公社 理事長 様

函館旭岡団地 地元割引制度該当申告書

私は、函館旭岡団地 地元割引制度に該当するので下記添付書類を添え申告します。

なお、函館旭岡団地 地元割引制度実施要綱を理解したうえ、申告内容に虚偽がないことを誓約し、確認の為に必要な申告内容に係る調査を行うことについて同意します。

(申込者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先 \_\_\_\_\_

※申込時に申込者は西旭岡町に居住していないが、申込時に3親等以内の親族(対象親族)が西旭岡町に居住している場合は下記に対象親族の住所・氏名・連絡先・続柄を記入して下さい。

(対象親族) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

申込者からみた対象親族との関係(続柄) 父母・子・祖父母・孫・曾祖父母・曾孫・伯父伯母  
叔父叔母・甥・姪・その他 ( )

添付書類(下記のうちいずれか)

- (1) 申込時に申込者が西旭岡町に居住している場合は、申込者の住民票
- (2) 申込時に申込者が西旭岡町に居住していないが、申込時に3親等以内の親族(対象親族)が西旭岡町に居住している場合は、申込者と対象親族の関係が証明出来る書類(戸籍謄本等)並びに対象親族及び申込者の住民票

※上記添付書類以外に、契約時には申込者の印鑑証明が別途必要となります。